

袖ヶ浦市地域防災計画の 改訂方針について

～ 目 次 ～

1. 袖ヶ浦市地域防災計画改訂の趣旨	1
2. 災害関係法令及び国・県・市の計画等の修正経緯	2
3. 袖ヶ浦市の災害特性	3
4. 改訂の基本方針	6
5. 改訂計画の全体構成及び目次構成の考え方	7
6. 袖ヶ浦市地域防災計画の改訂概要	10
7. 今後のスケジュール	13
参考) 主な災害関係法令、防災基本計画等の改正(修正)概要	14

1. 袖ヶ浦市地域防災計画改訂の趣旨

袖ヶ浦市では、昭和 46 年の袖ヶ浦町・平川町の合併による新生袖ヶ浦町の誕生に伴い、袖ヶ浦町防災会議において「袖ヶ浦町地域防災計画」の初版を策定しています。

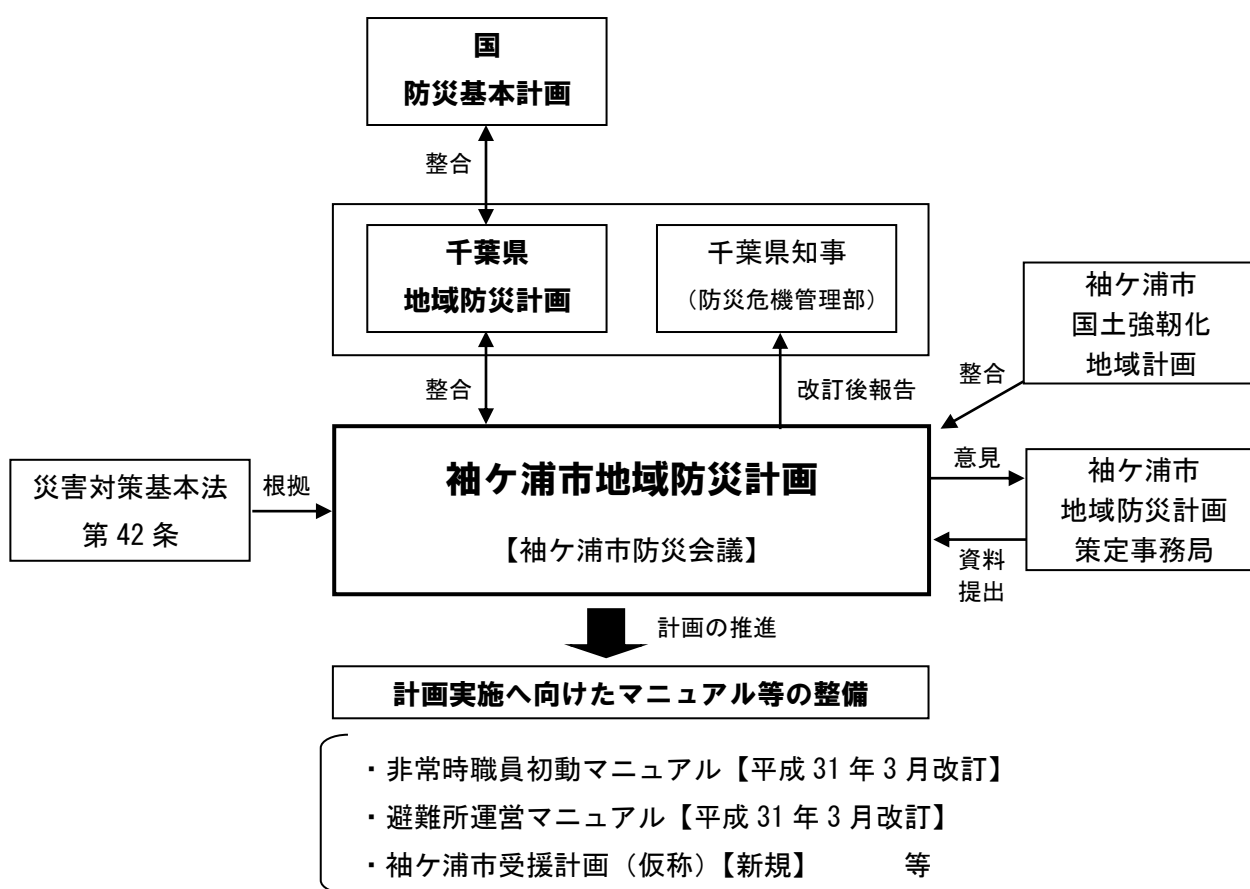
その後、震災や土砂災害、洪水等の災害の教訓や災害対策基本法をはじめとする関係法令の改正状況等を踏まえ、数度の改訂を行ってきました。

特に、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本市においても、地震動により物的被害が発生したほか、県外避難者の受け入れや放射性物質への対応など、防災対策に多くの教訓をもたらしました。

平成 31 年 3 月の前回改訂では、国の防災基本計画の修正、千葉県地域防災計画の修正内容等を反映させるとともに、平成 28 年熊本地震の教訓を反映するために必要な修正を行いました。

今回の改訂は、国の防災基本計画の修正や災害関係法令の改正、並びに千葉県地域防災計画の修正内容を反映させるとともに、令和元年房総半島台風等の経験や教訓を反映した災害対策の強化等を図るために、袖ヶ浦市地域防災計画を改訂し、より災害に強い地域社会の構築を目指すものです。

【参考：袖ヶ浦市地域防災計画の位置付け】



2. 災害関係法令及び国・県・市の計画等の修正経緯

袖ヶ浦市地域防災計画の前回改訂以降における災害関係法令の改正及び国・県・市の計画等の修正経緯は次のとおりです。

なお、災害関係法令の改正及び国・県の計画等の修正概要については、巻末の「参考」を参照のこと。

年月	国	千葉県	袖ヶ浦市
H31. 1	市町村のための降雪対応の手引き		
H31. 3	避難勧告に関するガイドラインの改定		
	南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）の公表		
R1. 5	防災基本計画の修正		
	「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更		
R2. 4	市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き		
R2. 5	防災基本計画の修正		
R2. 6	新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】	千葉県地域防災計画の修正	令和元年台風15号・19号をはじめとした一連の災害に係る災害対応報告書
	「避難確保計画作成の手引き」の改定		
	「市町村のための水害対応の手引き」の改訂		
R2. 10	「土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン」の公表		
R2. 12	「令和元年台風19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」の公表		
	「令和元年台風19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の公表		
R2. 12	「市町村のための降雪対応の手引き」の改訂		
	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策		
R3. 3	集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き	千葉県地域防災計画の修正	袖ヶ浦市国土強靱化地域計画
R3. 5	災害対策基本法の改正		

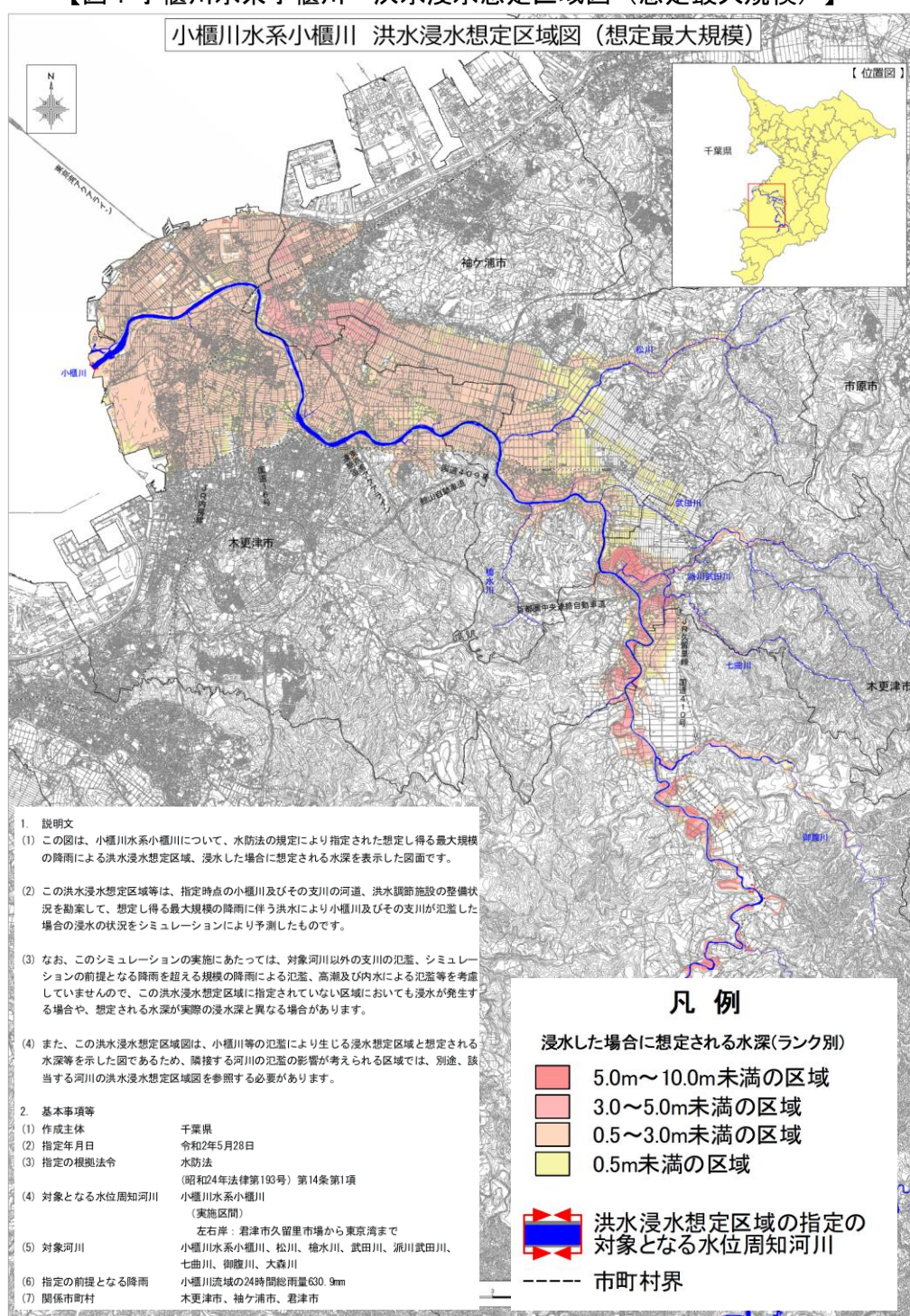
3. 袖ヶ浦市の災害特性

(1) 被害想定（※前回改訂以降に見直し等があったもの）

洪水浸水想定

平成27年5月に水防法の一部が改正され、想定し得る最大規模の降雨による洪水の浸水を想定するものとなりました。袖ヶ浦市を流れる小櫃川水系小櫃川においても、令和2年5月28日に最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域が指定・公表されました。

【図：小櫃川水系小櫃川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



(2) 袖ヶ浦市の立地環境と災害リスク

袖ヶ浦市の自然条件及び社会的条件から想定される災害リスクについて、次のとおり示します。

立地環境			災害リスク
自然条件	位置	・市の北部が東京湾に面している。	・津波予測結果では、コンビナート地区は浸水しないことが想定されているが、津波と高潮の発生が重なった場合や想定を超える巨大地震により、大きな津波が生じる可能性がある。 ・タンカー等の火災事故や衝突事故等、海上災害発生のおそれがある。
	地形・地質	・小櫃川河口部付近には、砂や粘性土からなる三角洲・海岸低地が形成されている。	・地震発生時には、揺れやすく液状化現象が起こりやすい。
		・三角洲・海岸低地の背後には、湿潤な低地である後背湿地が形成されている。	
		・現在 184 区域が土砂災害警戒区域等に指定されている。	
		・市域内には、二級河川 5 河川、準用河川 6 河川が流れているが、都市化の進展とともに、治水安全度が相対的に低下しつつある。	・豪雨時や地震発生時等において、土砂災害発生のおそれがある。 ・台風等による河川の氾濫や都市型水害の発生のおそれがある。
	災害履歴	・昭和 62 年 12 月の千葉県東方沖地震では、2,150 棟が被災した。 ・平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震では、本市は震度 4 を記録し、26 棟が被災した。 ・令和元年房総半島台風等では、3,128 棟が被災した。	・千葉県では、千葉県北西部直下地震をはじめ、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震など、大規模地震の発生が危惧されている。
社会的条件	土地利用	・東京湾に面した北部一帯は埋立地となっており、埋立地上には大規模な工場等が立地する。	・埋立地は、地盤がやわらかく、液状化しやすいため、地震発生時には揺れが強くなることや、液状化するリスクが高い。
	人口	・J R 袖ヶ浦駅や長浦駅周辺の住宅地に、市の人口の約 7 割が居住している。	・人口密集地区では、人的被害の規模が大きくなるおそれがある。 ・工業地帯に近接していることから、工業地帯での災害の影響を受けやすい。
		・通勤・通学、観光客等の交流人口が多い。	・多くの帰宅困難者等が発生するおそれがある。

立地環境			災害リスク
社会的条件	人口	・高齢化が進行している。	・避難行動要支援者や要配慮者となり得る高齢者が多くなる。 ・支援に回れる若年層が少なく、災害が発生した際には救出活動の担い手が不足する状況になり得る。
	道路・交通	・市域内を首都圏中央連絡自動車道、東京湾アクアライン連絡道、館山自動車道等が横断しており、広域交通の要所となっている。	・高速交通ネットワークの寸断により、地域の経済活動への影響をはじめ、救援や支援物資等の供給に支障が生じるおそれがある。
		・車道部がアンダーパス構造となっている道路が点在する。	・集中豪雨時において冠水するおそれがある。
	産業	・海岸線には京葉臨海工業地帯が形成され、石油コンビナートや火力発電所等が立地しており、本市の産業の根幹を支えている。	・平常時（通常操業時）、地震時ともに、可燃性液体の火災や可燃性ガスの爆発、フラッシュ火災、毒性ガスの拡散といった災害発生のおそれがある。 ・災害発生に伴い、生産活動が低下するリスクがある。
	住環境	・駅周辺や幹線道路沿線等に、住宅密集地域が形成されている。	・古い建物を中心に、多くの建物が被災するリスクがある。 ・火災の延焼危険度が高くなるリスクがある。
		・既存市街地内には狭隘道路が存在する。	・緊急用車両（消防車、救急車等）の通行を妨げるなど、災害時の救助活動や避難が困難になるなどのリスクがある。
		・市内には、239戸（令和3年4月現在）の空き家が存在する。	・老朽化した空き家は、地震時の揺れによる倒壊や火災発生のおそれがある。
		・都市化の進展並びに人口増加に伴い、市街地内では緑地の減少が目立ち、緩衝緑地やオープンスペースの減少につながっている。	・災害時に被害が拡大するおそれがあるほか、避難場所や応急仮設住宅の建設場所が不足するリスクがある。

4. 改訂の基本方針

袖ヶ浦市地域防災計画の改訂にあたり、基本方針を次のとおり示します。

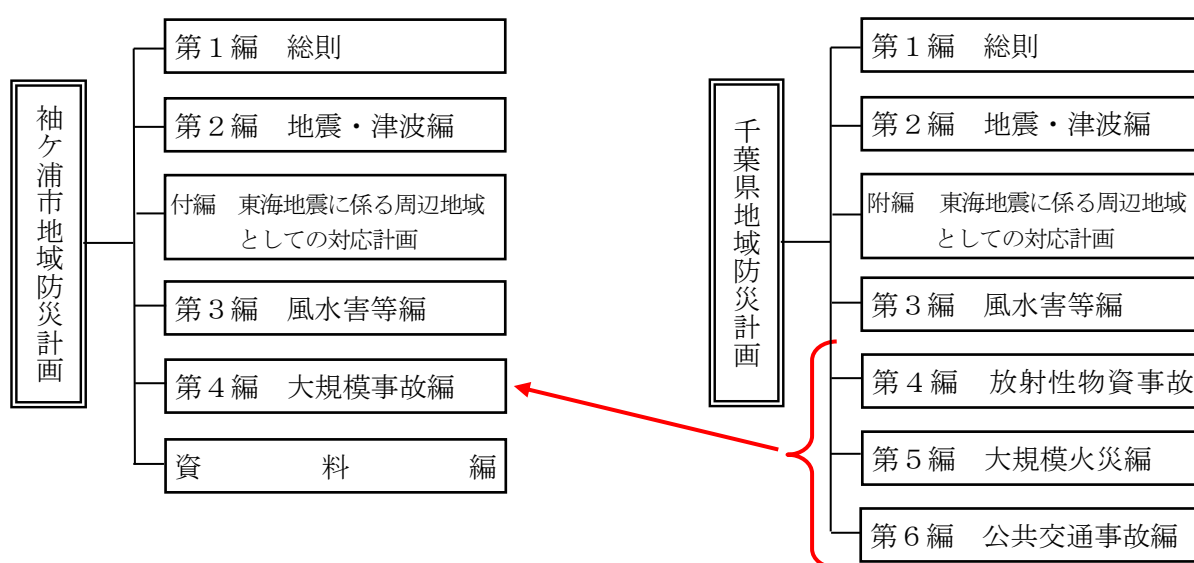
- ① 災害対策基本法をはじめとした関連法の改正を踏まえ、大規模災害への対応を図る。
- ② 令和元年房総半島台風（15 号）、令和元年東日本台風（19 号）など、近年の災害を踏まえた計画とする。
- ③ 国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画等の見直しなどを踏まえた計画とする。
- ④ 本市の「令和元年台風 15 号・19 号をはじめとした一連の災害に係る災害対応報告書」（令和 2 年 6 月）で検証された課題を踏まえ、対応した計画とする。
- ⑤ 新型コロナウイルス等感染症対策を踏まえた計画とする。

5. 改訂計画の全体構成及び目次構成の考え方

(1) 全体構成（案）

現行計画において、千葉県地域防災計画との整合性が図られていることから、全体構成は変更しないこととします。

また、激甚化・頻発化する災害に対して、多種多様な災害対応の記載を地域防災計画に求められていることから、改訂毎にページ数が増加しています。そのため、ページ数の削減を図るため、各編の共通事項については、「〇〇編に準ずる。」と記載するもの
とします。



※ 全体構成の変更なし

(2) 目次構成（案）

現行計画において、千葉県地域防災計画との整合性が図られており、後述する計画の改定概要にも対応していることから、現行計画の目次構成を基本とすることとします。

なお、令和3年3月18日付け防第946号、河環第626号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」で通知があり、両計画を一体化することで策定事務の簡素化を図ることが可能になりました。本市においても、水防計画と地域防災計画を一体化することで策定事務の簡素化を図ることとします。

現行計画の目次構成については、「資料2 袖ヶ浦市地域防災計画目次構成」を参照のこと。

【参考：地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について】

防 第 9 4 6 号
河 環 第 6 2 6 号
令和3年3月18日

各 市 町 村 長 様

千葉県防災危機管理部長
(公印省略)
千葉県県土整備部長
(公印省略)

地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について

このことについて、内閣府、総務省消防庁及び国土交通省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

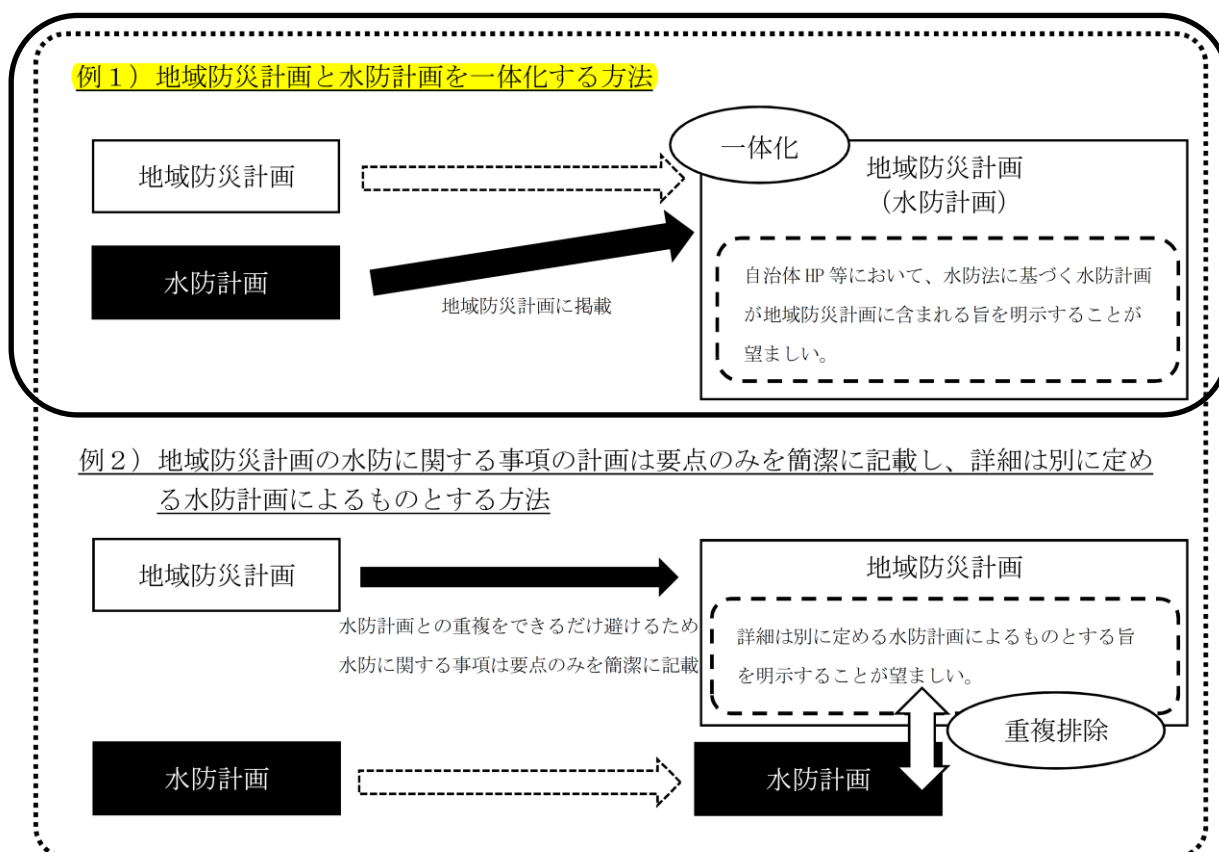
地域防災計画と水防計画については、災害対策基本法及び水防法の両法で規定された内容が盛り込まれているものとなっていれば、必ずしも地域防災計画と水防計画とを個別に策定する必要はなく、下記のとおり両計画の一体化など、策定事務の簡素化を図ることが可能であるため、計画を修正する場合には参考にしていただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

- ① 水防法に基づく水防計画で定めた内容のすべてを、地域防災計画における水防に関する事項の計画を定める節等に掲載し、水防計画と、地域防災計画における水防に関する事項の計画とを一体化する方法
※この場合、市町村ホームページ等において、水防計画が地域防災計画に含まれる旨を明示することが望ましいと考えられます。
- ② 地域防災計画において、水防に関する事項の計画（災害対策基本法第42条第2項第2号）を定める節等には要点のみを簡潔に記載し、詳細は別に定める水防計画によるものとする旨を明示する方法

【図：国が示す策定事務簡素化にあたってのイメージ】



【参考：袖ヶ浦市地域防災計画 目次構成（案）（抜粋）】

袖ヶ浦市地域防災計画	
第 1 編	総則
	(略)
第 3 編	風水害等編
	(略)
第 3 章	災害応急対策計画
第 1 節	応急活動体制
第 2 節	情報の収集・伝達
第 3 節	災害時の広報
第 4 節	応援の要請
第 5 節	災害救助法の適用
第 6 節	水防

「第 3 編 風水害等編－第 3 章 災害応急対策計画－第 6 節 水防」に水防法で規定された内容を盛り込み、地域防災計画と水防計画を一体化することとします。

6. 袖ヶ浦市地域防災計画の改訂概要

改訂の基本方針を踏まえ、袖ヶ浦市地域防災計画を次に示す事項を中心に改訂することとします。

なお、改定の基本方針ごとに改訂事項を記載しているため、一部に内容の重複するものがあります。

(1) 災害対策基本法をはじめとした関連法の改正を踏まえた修正

主な改訂事項		対応する現行計画の「編一章一節」
①	避難情報のあり方の見直し	第2編 地震・津波編－2章－2節
		第3編 風水害等編 －3章－2節 他
②	個別避難計画の作成	第2編 地震・津波編－2章－10節
		第3編 風水害等編 －2章－12節
③	避難行動要支援者名簿の事前提供	第2編 地震・津波編－2章－10節
		第3編 風水害等編 －2章－12節
④	応援受入計画の作成	第2編 地震・津波編－2章－2節
		第3編 風水害等編 －2章－2節
⑤	住宅の応急修理制度の拡充	第2編 地震・津波編－3章－5節
		第3編 風水害等編 －3章－5節
⑥	国による道路啓開・災害復旧の代行制度の拡充	第2編 地震・津波編－3章－7節
		第3編 風水害等編 －3章－8節
⑦	災害廃棄物処理の国による代行	第2編 地震・津波編－3章－17節
		第3編 風水害等編 －3章－17節
⑧	災害ボランティアセンターの必要な経費に対する支援	第2編 地震・津波編－3章－19節
		第3編 風水害等編 －3章－19節
⑨	被災者の生活再建支援金の支給対象追加	第2編 地震・津波編－4章－3節
		第3編 風水害等編 －4章－3節

(2) 近年の災害教訓を踏まえた修正

主な改訂事項		対応する現行計画の「編一章一節」
①	防災体制の強化	第2編 地震・津波編－2章－3節
		第3編 風水害等編 －2章－3節 他
②	災害における情報収集・提供のあり方	第2編 地震・津波編－2章－1節
		第3編 風水害等編 －2章－1節 他
③	地域の防災力の強化	第2編 地震・津波編－2章－2節
		第3編 風水害等編 －2章－2節 他
④	避難行動要支援者の避難体制の強化	第2編 地震・津波編－2章－10節
		第3編 風水害等編 －2章－12節 他
⑤	社会福祉施設の避難体制の強化	第2編 地震・津波編－2章－4節
		第3編 風水害等編 －2章－7節
⑥	物資調達・備蓄体制の強化	第2編 地震・津波編－2章－5節
		第3編 風水害等編 －2章－8節 他
⑦	応援・受援体制の充実	第2編 地震・津波編－3章－4節
		第3編 風水害等編 －3章－4節 他
⑧	企業等における防災・減災対策	第2編 地震・津波編－2章－2節
		第3編 風水害等編 －2章－2節

(3) 国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画等の見直しなどを踏まえた修正

主な改訂事項		対応する現行計画の「編一章一節」
①	必要な知識を教える実践的な防災教育の推進	第1編 総則－1章－2節
②	女性の視点を踏まえた防災対策の推進	第1編 総則－1章－2節
③	無人航空機（ドローン）を活用した情報収集	第2編 地震・津波編－2章－2節
		第3編 風水害等編 －2章－2節
④	外国人に対する防災・気象情報の多言語化	第2編 地震・津波編－2章－10節
		第3編 風水害等編 －2章－12節
⑤	福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難確保	第2編 地震・津波編－3章－10節
		第3編 風水害等編 －3章－10節
⑥	ボランティア等との連携	第2編 地震・津波編－3章－19節
		第3編 風水害等編 －3章－19節
⑦	中小企業等における防災・減災対策の普及促進	第2編 地震・津波編－2章－2節
		第3編 風水害等編 －2章－2節

(4) 「令和元年台風 15 号・19 号をはじめとした一連の災害に係る災害対応報告書」で
検証された課題を踏まえた修正

主な改訂事項		対応する現行計画の「編一章一節」
①	災害対策本部の設置基準及び災害対策本部設置前の配備基準等の見直し	第2編 地震・津波編－3章－1節
		第3編 風水害等編 －3章－1節
②	災害対策本部設置後の配備基準の見直し	第2編 地震・津波編－3章－1節
		第3編 風水害等編 －3章－1節
③	災害時の情報の収集・伝達	第2編 地震・津波編－3章－2節
		第3編 風水害等編 －3章－2節 他
④	災害時の広報手段	第2編 地震・津波編－3章－3節
		第3編 風水害等編 －3章－3節
⑤	避難所の開設と運営	第2編 地震・津波編－3章－8節
		第3編 風水害等編 －3章－9節
⑥	要配慮者等の安全確保	第2編 地震・津波編－2章－10節
		第3編 風水害等編 －2章－12節
⑦	応援の要請	第2編 地震・津波編－3章－4節
		第3編 風水害等編 －3章－4節
⑧	関係機関との連携	第2編 地震・津波編－2章－2節
		第3編 風水害等編 －2章－2節

(5) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

改訂事項		対応する現行計画の「編一章一節」
①	避難所における新型コロナウイルス感染症を含む平時からの感染症対策	第2編 地震・津波編－2章－4節
		第3編 風水害等編 －2章－7節 他
②	新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対する情報共有	第2編 地震・津波編－2章－4節
		第3編 風水害等編 －2章－7節
③	被災自治体への応援職員等の感染症対策	第2編 地震・津波編－3章－1節
		第3編 風水害等編 －3章－1節

7. 今後のスケジュール

令和3年8月23日（月）	第1回防災会議 ・袖ヶ浦市地域防災計画の改訂方針について
令和3年9月～10月	各課意見照会 ・袖ヶ浦市地域防災計画の改訂案に係る照会
令和3年12月上旬	第2回防災会議 ・袖ヶ浦市地域防災計画の改訂案について
令和3年12月～令和4年1月	パブリックコメント
令和4年2月下旬	第3回防災会議（必要に応じて開催） ・パブリックコメント結果報告 ・袖ヶ浦市地域防災計画の改訂（決定）

参考) 主な災害関係法令、防災基本計画等の改正 (修正) 概要

(1) 国

① 災害対策基本法の一部改正の概要

公布年月日	背景・目的	改正概要
R3. 5. 20	令和元年東日本台風（台風19号）等において行政による避難情報が分かりにくいという課題が顕著化したことや避難しなかった又は避難が遅れたことによる被災、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災等が多数発生したため	○避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報の在り方を包括的に見直し ○避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化 ○災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるにあたって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置

② 防災基本計画の一部修正の概要

修正年月	修正の背景	主な修正概要
R2.5	令和元年東日本台風を踏まえた修正	○災害リスクととるべき行動の理解促進 ・ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地の災害リスクやとるべき行動等を周知 ・避難に関する情報の提供（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進 ○河川・気象情報の提供の充実 ・災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供 ○災害廃棄物処理体制の整備 ・国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知 ○被災者生活・生業再建支援チームの改正のルール化 ○自然災害即応・連携チーム会議の開催 ・平常時から関係省庁間の情報交換・共有を実施
	令和元年房総半島台風を踏まえた修正	○災害に慣れていない自治体への支援の充実 ・内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣 ・現場における関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地調整会議の開催 ・危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施 ○長期停電・通信障害への対応強化 ・事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備 ・病院等重要施設の非常用電源確保の推進 ・重要施設の非常用電源装置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化 ・通信障害状況等の関係機関への共有 ○被災者への物資支援の充実 ・物資調達・物資調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進 ・プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知
	その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	○避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施 ○船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衝工設置 ○無人航空機を活用した情報収集 ○災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 ○事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

③ その他の災害対策に係る法制度等と概要

公布年月	法制度等	概要
H31. 1	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正	平成 30 年 6 月の大阪府を震源とする地震においては、塀に被害が発生したことから、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付け
R2. 3	災害に係る住家の被害認定基準運用指針	「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が令和 2 年 3 月に示され、判定する住家の被害の程度について、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の 5 区分とされた。

④ 災害対策に係る計画、施策・取組等

改定年月	改定の背景	改定概要
H31. 3. 29	避難勧告に関するガイドラインの改定	平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり行政は全力で支援 ・住民が主体的に避難行動をとれるよう、5 段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記 ・防災と福祉の連携による高齢者の避難行動の理解促進、学校における防災教育・避難訓練、地域防災リーダーの育成について、内容の追加・充実
	南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）の公表	平成 30 年 12 月の「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」を踏まえて公表 ・南海トラフ大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定公共機関、企業等がとるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載 ・南海トラフ地震防災対策推進地域内にある地方公共団体、指定公共機関、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等を管理又は運営する者等が活用することを想定 ・突発的な地震発生に備えて対策を進めていくことが基本であるが、国が南海トラフ沿いの地域において地震の発生可能性が高まっている旨の情報を発表した場合には、その情報を活用し被害軽減につなげていく。
R1. 5. 31	気象庁による「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表	気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表（従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を令和元年 5 月 31 日より開始）
R2. 6	新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応	新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第 1 版】が内閣府から公表。第Ⅰ編は、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関し詳細を示すため、Q&Aを整理 第Ⅱ編は、これまでに発出した通知・事務連絡で示した留意事項等を個別分野ごとに分類して整理

R2. 12	「令和元年台風 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）の公表	・避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル 4 の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化（現行で避難勧告を発令しているタイミングで避難指示を発令） ・早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル 3 の名称を「高齢者等避難」に見直し ・災害が発生・切迫し、警戒レベル 4 での避難場所等への避難が安全にできない場合に、避難場所等への避難から、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保する行動へと行動変容するよう促す情報を、警戒レベル 5「緊急安全確保」として位置付け（河川の越水・溢水の見通しに関する情報提供や、大雨特別警報（土砂災害）の発表等、災害が切迫したタイミングでも発令することができる情報とする。） ・大規模広域避難を円滑に行うために「災害が発生するおそれ」の段階で災害対策本部を設置 ・「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が広域避難の協議及び居住者等の運送要請を行うことができる仕組みを制度化
	「令和元年台風 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の公表	・避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐために関係者と連携 ・個別計画について、制度上市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進。関係者と連携して策定することとし策定事務の一部を外部に委託することも可能。（個別計画は、市区町村や関係者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるものとの位置付け） ・福祉避難所ごとに受入対象者を特定して公示する制度を創設するとともに、個別計画等の策定プロセスを通じて事前に受入れ者の調整等を行い直接の避難を促進 ・個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に地区防災計画の素案策定を促すとともに、個別計画との整合を図れるよう、地域の様々な分野の関係者が地区防災計画の素案策定に関わる環境を整備

(2) 千葉県

① 千葉県地域防災計画の一部改正の概要

年月	改正の背景	改訂概要
R2. 6	「令和元年台風 15 号等への対応に関する検証」等を踏まえた見直し	・災害対策本部設置前の配備基準の見直し ・災害対策本部及び応急対策本部設置基準の見直し ・災害対策本部設置後の配備基準の見直し ・情報連絡員の早期派遣のための体制構築
	平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえた風水害対策の修正	・住民の避難行動を支援する防災情報の提供 ・地域の災害リスクやとるべき避難行動等、学校における防災教育の充実 ・農業用ため池の災害対策推進
	北海道胆振東部地震の教訓を踏まえた地震対策の修正	・災害対策本部のおかれる市町村庁舎の非常用電源対策 ・災害時の情報収集に備え、スマートフォン用モバイルバッテリーを日頃から準備しておくよう広報・啓発 ・災害時の石油類燃料の円滑な調達に向けた体制や手続き等の整備
	南海トラフ指針防災対策推進基本計画（令和元年 5 月）の改定の反映	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の整備体制や防災対応等を新たに整備
R3. 3	令和元年房総半島台風等への対応に関する検証を踏まえた見直し	令和元年房総半島台風等への対応に関する検証 ・平常時から病院等の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等のリスト化 ・停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備 ・リスト化した病院、社会福祉施設等の状況を確認及び電源の確保が必要な施設への電源車配備のために、国・電気事業者等との調整を実施 ・平常時から訓練等を通じ、物資の備蓄状況、運送手段の確認、発災時の連絡及び要請手続等を確認 ・備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報共有 ・各水道事業体による水道施設の非常用発電設備や連絡管の計画的な整備 ・停電時に活用できる直結給水栓等の周知 ・県内水位周知河川等の想定最大規模降雨による浸水想定区域を指定・公表 ・水位周知河川の基準水位観測所等を補完する危機管理型水位計の設置

R3.3	防災基本計画の修正の反映	・避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行 ・避難所で感染症患者が発生した場合について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して対応を検討 ・必要に応じて、ホテルや旅館の活用等を含めた検討 ・円滑に応援を受けられるよう、市町村地域防災計画等へ受援計画を位置付け ・訓練等を通じた応急対策職員派遣制度の活用促進 ・石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から石油販売業者の受注機会の増大に配慮 ・災害時において地域住民等へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅の防災機能強化
------	--------------	--